

公的年金等からの所得税・個人住民税の 定額減税に係る対応

公的年金等からの所得税・個人住民税の定額減税に係る対応

令和6年3月30日に所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）及び地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）が公布され、令和6年度において所得税及び個人住民税の定額減税が行われることとなったため、令和6年6月より公的年金等にかかる定額減税の対応を行っている。

1. 定額減税の概要

【定額減税のポイント】

- **デフレ完全脱却のための一時的な措置として、令和6年分所得税及び令和6年度分個人住民税の減税を実施**
- 減税額は、**納税者及び配偶者を含めた扶養家族1人につき3万円**（個人住民税は1万円）
- **合計所得金額1,805万円（給与収入2,000万円相当）超の高額所得者は、減税の対象外**

	給与所得者	公的年金等受給者
所得税	・ 6月以降の源泉徴収税額から減税し、6月に減税しきれなかった場合には、翌月以降の税額から順次減税 ・ 年末までに扶養親族等の情報に異動があった場合は、年末調整で調整	・ 公的年金（老齢年金）は、6月以降の源泉徴収税額から減税 ・ 6月に減税しきれなかった場合には、翌月以降の税額から順次減税
個人住民税	・ 令和6年6月分については、特別徴収を実施しない。 ・ 定額減税後の年税額を令和6年7月分から令和7年5月の11か月で均して徴収	・ 公的年金は、10月以降の特別徴収額から減税 ・ 10月に減税しきれなかった場合には、翌月以降の徴収額から順次減税

（参考）調整給付 ※ 事務は市町村において対応

定額減税しきれないと見込まれる者（税額が定額減税により控除される額よりも少ない者）については、市町村が令和5年の課税実績を参考に令和6年夏ごろに1万円単位で給付を行う。

また、令和7年に市町村が入手した課税情報において調整給付額に不足が生じる場合は、不足額給付を行う。

2. 年金における所得税・個人住民税の定額減税処理

(1) 源泉徴収される所得税に係る定額減税

①減税対象者

以下の条件を全て満たす者を対象とする。

- ・ 国民年金・厚生年金及び統合共済（旧三公社、農林共済）の老齢年金受給者
- ・ 令和6年6月支払から令和7年1月支払に所得税の源泉徴収がある者
- ・ 国内居住者

②減税時期

令和6年6月1日以後最初に支払う年金に係る源泉徴収所得税額から、特別控除の額を控除する。控除しきれない金額については、以後令和6年中に支払う年金に係る源泉徴収所得税額から順次控除する。

③実施方法

○所得税の定額減税は令和6年6月支払から令和7年1月支払までの期間を対象とする。

（令和6年2月及び4月支払分で源泉徴収した所得税は、遡って定額減税の対応は行わない。）

○令和6年分扶養親族等申告書により申告されている配偶者等の情報に基づき、控除額を計算する。控除する額は3万円（扶養親族等申告書に記載された源泉控除対象配偶者等の扶養親族1名につき3万円を加算した額）とする。

○年金額が遡及して（増額・減額）改定された場合、令和6年中の支払分（令和6年6月支払以降分）について定額減税額を再計算の上、支払処理を実施する。

(参考) 年金における定額減税(所得税)のイメージ

2月・4月支払分で源泉徴収した所得税は
遡って年金の支払時に調整しない

6月支払分から源泉徴収時に減税

	2月	4月	6月	8月	10月	12月
年金支給額	20万	20万	20万	20万	20万	20万
源泉徴収額	5千	5千	5千	5千	5千	5千
減税額	—	—	△5千	△5千	△5千	△5千
差引税額	5千	5千	0	0	0	0
累計減税額	—	—	5千	1万	1万5千	2万

※減税しきれなかった残額1万円は確定申告又は調整給付で対応

(2) 特別徴収される個人住民税に係る定額減税(個人住民税の特別徴収対象者のうち所得割が課税されている者)

年金から特別徴収される個人住民税の定額減税については、各市町村において対象者及び減税額が決定されるため、各市町村から受領する特別徴収依頼情報(減税後の税額)に基づき、令和6年10月支払より年金からの個人住民税の特別徴収を行う。

なお、令和6年10月に支払われる年金で定額減税額が控除しきれない場合は、それ以降、令和6年度中の年金支払で順次控除する。

3 . 令和 6 年 6 月定期支払の定額減税実施状況

(1) 対象者数

令和 6 年 6 月定期支払時点の所得税に係る定額減税の対象者数は**約495万人**。※**約14%**が定額減税の対象。

(2) 年金受給者からのコールセンターへの照会状況（6月3日～6月28日）

①照会件数

6月5日から6月10日まで、6月定期支払の年金振込通知書を発送したため、通知書が届き始める6月2週目から定額減税にかかる照会件数が増加したが、大きな問題は生じていない。

（コールセンターでの定額減税に関する照会件数）

6/3～6/8 (1週目)	6/10～6/14 (2週目)	6/17～6/21 (3週目)	6/24～6/28 (4週目)	合計（件）
952	4,028	2,055	1,155	8,190

②照会内容

主な照会内容は、以下のとおり

- ・ 現在老齢年金を受給しているが、所得税の定額減税の対象となるか。
- ・ 年金振込通知書が送付され、所得税の源泉徴収額が0円となっているが、定額減税された額はいくらか。
- ・ 所得税の定額減税は、いつまでが減税の対象の期間となっているか。
- ・ 定額減税の金額を計算するにあたり、配偶者や子が扶養親族の対象となっているか。

(3) 実施期間

○所得税に係る定額減税 令和6年6月定期支払期～令和 7 年 1 月随時支払期

○個人住民税に係る定額減税 令和6年10月定期支払期～令和7年2月定期支払期

〔照会対応及び周知・広報について〕

（１）照会対応

定額減税の照会は、年金事務所（街角の相談センターを含む）又はコールセンター（ねんきんダイヤル）において対応している。

照会対応に当たっては、職員等が端末を照会することによりお客様個々の定額減税額やその残額を確認した上で対応している。

（２）機構ホームページによる周知（令和6年5月13日掲載開始）

機構ホームページに特設ページ「公的年金から源泉徴収される所得税等の定額減税」を設置し、定額減税の概要及びQ&Aを掲載した。

（３）チャットボットによる周知（令和6年6月3日開始）

チャットボットの「改定/振込通知書」「源泉徴収票」の設問に定額減税に係る記載を追加した。

（４）市町村広報誌「かけはし」による周知（令和6年5月1日掲載）

市町村広報誌「かけはし」の5月号に定額減税に係る記事を掲載し、市町村の国民年金担当者へ周知した。

（５）X（旧Twitter）への投稿（令和6年6月14日及び17日投稿）

令和6年6月6日発送の年金振込通知書の到着にあわせてX（旧Twitter）へ、年金機構ホームページ「公的年金から源泉徴収される所得税等の定額減税」を案内する内容の投稿をおこなった。

〔各種通知書について〕

（1）年金振込通知書等

○令和6年6月以降に送付する年金振込通知書等については、定額減税に関する説明文を記載している。

○年金振込通知書等には、所得税・個人住民税いずれも定額減税後の税額を記載し、減税額は源泉徴収票に記載する。

（振込通知書表面）

年金振込通知書 (振込予定日) 令和6年6月14日

以下の金額を、ご指定の預貯金口座に振り込みます。
振り込みは、令和 年 月 から令和 年 月 までの各偶数月に行います。「振込予定日」は、裏面をご覧ください。

年金の制度・種類	年金	振込先 ※1
基礎年金番号	年金コード	受給権者氏名

各支払期の支払額、年金から特別徴収（控除）する額および控除後振込額 ※2

	令和 年 月 からの 令和 年 月 までの 各期支払額	令和 年 月 からの 令和 年 月 までの 支払額	令和 年 月 からの 令和 年 月 までの 支払額	参考：前回支払額 (令和 年 月 の 支払額)
年金支払額	円	円	円	
介護保険料額 ※3	円	円	円	円
所得税額および 復興特別所得税額 ※4	円	円	円	円
個人住民税額 ※3	円	円	円	円
控除後振込額	円	円	円	円

※1 支店には、支店のほか支所、営業所、出張所等が含まれます（ゆうちょ銀行を除く）。
※2 令和7年4月までの記載がない方は、支払額の変更が予定されている方です。
※3 8月以降の介護保険料額等の決定額は、6月と同じ額を仮に記載しています。決定額は、市区町村から送付される通知書で確認ください。裏面をご覧ください。
※4 令和6年6月からの所得税額は、定額減税後の税額を記載しています。詳細は裏面をご覧ください。

印影

厚生労働省
官署支出官 厚生労働省年金局事業企画課長

（振込通知書裏面）

通知書に関するお問い合わせについて

《改定／振込通知書相談チャットでのお問い合わせ》

- 日本年金機構ホームページでは、よくあるお問い合わせに自動でお答えする「改定／振込通知書相談チャット」を開設しています。（24時間対応）
- 年金に関する一般的なお問い合わせについては、日本年金機構ホームページの「年金Q&A」をご覧ください。

《電話でのお問い合わせ》

ねんきんダイヤル
0570-05-1165

受付時間
月 曜 日 午前8:30～午後7:00
火～金曜日 午前8:30～午後5:15
土曜日 午前9:30～午後4:00
※土日、祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用できません。

所得税・個人住民税いずれも定額減税後の税額のみを記載する。

あなたの年金 簡単便利な「ねんきんネット」で！

- スマートフォンやパソコンから、年金記録の確認、年金振込通知書等の確認や再交付申請、扶養親族等申告書の提出等ができます。
- マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルからアクセスすることができます。
- 詳しくは、「ねんきんネット」で検索してください。

《ご自身の年金記録に「もれ」や「誤り」があると思われる方へ》

- お客様の新たな記録が見つかったと、年金額が増える可能性があります。
- お心当たりのある方は、お近くの年金事務所へご相談ください。

令和6年公的年金等からの所得税・個人住民税の定額減税

- 課税対象となる老齢年金をお受け取りされている方は、令和6年分所得税及び令和6年度分個人住民税の減税が実施されます。
- 所得税は、6月に支払われる年金の源泉徴収税額から、受給者本人及び扶養親族等1人につき3万円が控除されます。
- 個人住民税は、10月に支払われる年金で特別徴収される税額から、受給者本人及び扶養親族等1人につき1万円が控除されます。
- 控除しきれない金額は以後の年金のお支払いの際に順次控除されます。また、確定申告により最終的な減税額との精算がされます。
- 減税の詳細は、所得税は国税庁ホームページ、個人住民税はお住まいの市区町村ホームページ等にてご確認ください。

年金からの定額減税の概要について固定文言で説明文を記載する。

(2) 源泉徴収票、準確定申告用源泉徴収票

定額減税が行われた年金受給者に係る源泉徴収票（令和7年1月発送分）及び準確定申告用源泉徴収票（令和6年7月発送分以降）については、摘要欄に定額減税に関する内訳を記載する。また、定額減税に係る確定申告等の案内や摘要欄の説明文を裏面に記載する。

- 「源泉徴収時所得税減税控除済額」
⇒当該年金受給者に係る定額減税額のうち、年金支払時に控除した額
- 「控除外額（控除していない額）」
⇒当該年金受給者に係る定額減税額のうち、年金支払時に控除しきれなかった額

令和 6 年分 公的年金等の源泉徴収票

住所又は居所		生年月日		年金の種類	
支払を受ける者 (フリガナ)					
氏名					
区 分		支 払 金 額		源 泉 徴 収 税 額	
所得税法第203条の3第1号・第4号適用分		円		円	
所得税法第203条の3第2号・第5号適用分		円		円	
所得税法第203条の3第3号・第6号適用分		円		円	
所得税法第203条の3第7号適用分		円		円	
本 人		源泉控除対象配偶者の有無等		控除対象扶養親族の数	
特別障害者	その他の障害者	ひとり親	寡婦	一般	老人
				人	人
				16歳未満の扶養親族の数	
				人	
				人 (人)	
				人	
				人	
				社会保険料の額	
				円	
源泉控除対象配偶者		(フリガナ) 氏名		区分	
控除対象扶養親族		(フリガナ) 氏名		区分	
		(フリガナ) 氏名		区分	
		(フリガナ) 氏名		区分	
16歳未満の扶養親族		(フリガナ) 氏名		区分	
		(フリガナ) 氏名		区分	

支払者 法人番号 6000012070001
東京都千代田区霞が関 1 丁目 2 番 2 号
官署支出官 厚生労働省年金局 事業企画課長

印
10mm

(摘要) 【社会保険料の内訳】
介護保険料額 XXXXXXX円
国民健康保険料(税) 額 XXXXXXX円
後期高齢者医療保険料額 XXXXXXX円
【定額減税】
源泉徴収時所得税減税控除済額 40,000円
控除外額(控除していない額) 20,000円